

長崎県庁舎等清掃業務に係る低入札価格調査制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を落札者とすることができる場合において、調査を実施する手続について、必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象)

第2条 庁舎の清掃業務について委託契約を締結しようとする場合で、競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用対象となる委託契約を締結しようとする場合について適用する。

(低入札調査基準価格)

第3条 低入札調査基準価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）は、予定価格の積算の基礎となった労務数量及び本県における最低賃金額等を考慮して算出した額とする。ただし、この金額が予定価格の3分の2に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た金額を低入札調査基準価格とする。

2 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札執行者は、公告等において次の事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格が設定されていること。
- (2) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者（以下「低入札調査対象者」という。）は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、長崎県庁舎等清掃業務委託低入札調査制度要綱に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 低入札調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取等の調査に協力すること。
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くこと。

(契約締結の条件)

第5条 低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付することを当該契約の条件とする。

(資料の提出)

第6条 入札執行者は、低入札調査対象者がある場合には、低入札調査対象者の全員から別に定める資料（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

2 低入札調査対象者は、前項の規定により資料等の提出を求める旨の通知を発送した日の翌日から起算して7日以内（長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条に規定する休日を除く。）に前項に規定する資料等を提出しなければならない。

3 資料等については、提出期限後における差替え及び再提出は認めないものとする。ただし、資料等及び聴取りの内容により、入札執行者が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきこと等の教示を行った場合は、この限りでない

(調査の実施)

第7条 入札執行者は、低入札調査対象者が行った入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次に掲げる内容により調査を行い、その結果を競争参加資格委員会の審査に付するものとする。

(1) その価格で入札した理由及び積算内訳書

(2) 業務員の確保見通し

(3) 清掃器具の確保見通し

(4) 契約、履行実績

2 入札執行者は、必要に応じて聴取りにより調査を実施することができる。この場合において低入札調査対象者は、調査に協力しなければならない。

3 低入札調査対象者が定められた全ての資料等を提出しない場合又は聴取りに応じない場合は、当該者の入札は無効とする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格により、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該者のうち最低の価格で入札した者を落札者とし、直ちにその旨を入札者全員に通知するものとする。

2 前条の規定に基づき、低入札調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を失格とする。

(監督・検査の強化)

第9条 調査の結果、低入札価格入札者が落札者となった場合においては、その適正な履行を確保するため、入札執行者は毎月月末までに、年間実施計画表の更新資料を提出し、責任者から清掃状況等について聴取りを行うものとする。

2 毎月の定期清掃の履行状況について検査及び清掃完了後の実績確認等を強化し、清掃中及び清掃後の状況を確認するものとする。

附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 18 日から施行する。